

<課税標準の特例(中小企業等経営強化法の先端設備等)に係る届出書提出用チェックシート>
(令和7年4月1日以降取得分)

地方税法附則第15条第43項に規定する中小企業等経営強化法の先端設備等に係る課税標準の特例を受けるために、以下太枠内に必要事項を記入した本チェックシートを、他の提出書類と併せて提出してください。

①必要提出書類の確認【下記項目について提出前に確認を行い、右側のチェック欄に「レ」をチェックしてください】

項番	提出書類		申請者用 チェック欄	
☆	償却資産申告書・種類別明細書(提出用)、固定資産税・都市計画税の課税標準の特例に係る届出書(原本)			
ア	先端設備等導入計画に係る認定申請書(写) ※計画の変更申請を行った場合、その申請書も併せてご提出ください。			
イ	先端設備等導入計画に係る認定書(写) ※計画の変更申請を行った場合、その認定書も併せてご提出ください。			
ウ	認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書(写)			
エ	課税標準の特例(中小企業等経営強化法の先端設備等)に係る届出書提出用チェックシート(本紙)			
オ	従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面(写)			
カ	リース資産で、リース会社が申告を行う場合	リース契約書(写)		
キ		公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書(写)		

②課税標準の特例適用要件の確認について【下記内容について提出前に確認を行い、当てはまるものに○をつけてください】

項番	確認内容		当てはまるものに ○をつける	
1	先端設備等導入計画の申請者が 資本又は出資を有する法人 の場合	賦課期日(本年1月1日現在)時点で、資本金又は出資の総額は1億円以下ですか？	いいえ	はい
	先端設備等導入計画の申請者が 資本又は出資を有しない法人や個人 の場合	賦課期日(本年1月1日現在)時点で、従業員数は1,000人以下ですか？	いいえ	はい
2	賦課期日(本年1月1日現在)時点で、「みなし大企業※」ではないですか？ (「みなし大企業」は本特例措置の適用対象外です。)		いいえ	はい
	※「みなし大企業」… 同一の大規模法人(資本金又は出資金が1億円を超える法人等)に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人 または、2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人			
3	対象の設備は、新品で取得したものですか？ ※中古資産は本特例措置の適用対象外です。		いいえ	はい
4	「先端設備等導入計画に係る認定申請書」記載の先端設備等の金額と、償却資産申告書の資産の取得価額は一致していますか？ (「いいえ」の場合はその理由(例:見積り価格と実際の購入価格との差額、附属機器分の差額)を下欄にご記入ください。 差額が大きい等、確認が必要と判断された場合には、設備購入時の契約書等を追加で提出していただくことがあります。)		いいえ	はい
	(理由) 			

事業者名

担当者名・連絡先(代理人の場合は代理人名をご記入ください)